

大川広域行政組合職員の旅費に関する条例

〔平成3年9月30日
条例第7号〕

改正 平成7年2月13日条例第2号 平成10年3月27日条例第5号
平成13年2月20日条例第6号 平成15年2月12日条例第5号
平成16年2月26日条例第1号 平成17年3月3日条例第3号
平成20年2月28日条例第1号 令和元年12月25日条例第9号

職員の旅費に関する条例（昭和45年大川地区広域行政振興整備事務組合条例第8号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第6項の規定に基づき、公務のために旅行する職員（非常勤職員（法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）に対し支給する旅費に関して必要な事項を定めるものとする。

2 組合が職員及び職員以外の者に対し支給する旅費に関しては、特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

（旅費の支給）

第2条 職員が公務のため一時その在勤公署を離れて旅行する場合（以下「出張」という。）には、当該職員に対し、次条以下定めたところにより旅費を支給する。

2 職員が出張のため旅行中に退職（免職を含む。）、失職又は休職（地方公務員法第28条第4項又は第29条の規定によるものを除く。）又は死亡した場合には、当該職員又はその遺族に旅費を支給する。

3 職員又は職員以外の者が、組合の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、旅費を支給する。

（出張命令）

第3条 公務のための出張は、任命権者若しくは出張依頼を行う者又はそれらの委任を受けた者（以下「任命権者」という。）の出張命令又は出張依頼によらなければならない。

2 前項に規定する出張命令又は依頼のうち、空路利用とする出張の命令又は依頼については、公務上緊急を要する等真にやむを得ない事由があり、かつ、管理者の承認を得なければならないものとする。

（旅費の種類）

第4条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とする。

2 鉄道賃は、鉄道利用の出張について路程に応じ、別表中鉄道賃の欄に定めるところにより支給する。

3 船賃は、水路出張について路程に応じ、別表中船賃の欄に定めるところにより支給する。

- 4 航空賃は、空路出張について路程に応じ、別表中航空賃の欄に定めるところにより支給する。
- 5 車賃は、陸路（鉄道を除く。）出張について全路程を通算して計算するものとし、任命権者の承認を受けて私有車等（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自動車のうち管理者が認めるものをいう。以下同じ。）を運転して旅行した場合に、別表中車賃（1キロメートルにつき）の欄に定める1キロメートル当たりの定額により算定した額を支給する。ただし、通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。
- 6 日当は、出張中の日数に応じ、別表中日当（1日につき）の欄に定める1日当たりの定額により支給する。ただし、徳島県内への上出張及び消防法（昭和23年法律第186号）第2条第9項に定める救急業務に伴う出張については、日当を支給しないものとする。
- 7 宿泊料は、出張中の夜数に応じ、別表中宿泊料（1夜につき）の欄に定める1夜当たりの定額により支給する。

（外国旅行の旅費）

第4条の2 外国旅行の旅費については、当分の間、国家公務員の例による。

（旅費の計算）

第5条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法（以下「順路」という。）により出張した場合の旅費により計算する。ただし、公務の必要又は天災その他やむを得ない事由（以下「公務上の必要等」という。）により順路によつて出張することができない場合は、その現によつた経路及び方法によるものとする。

- 2 出張日数は、公務のため現に要した日数によるものとする。ただし、公務上の必要等により要した日数を除くほか、鉄道出張にあつては400キロメートル、水路出張にあつては200キロメートル、陸路出張にあつては50キロメートルにつき1日の割合をもつて通算した日数を越えることができない。

（旅費の請求手続）

第6条 旅費の支給を受けようとする出張者は、所定の出張伺一出張命令書一領収書に必要な書類を添えて、これを管理者に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する出張伺一出張命令書一領収書及び必要な添付書の種類、記載事項及び様式等は、規則で定める。

（旅費の打ち切り）

第7条 講習会、事務視察その他組合管理者において必要と認めるときは、打切旅費として特定額を支給することができる。

（旅費の調整）

第8条 特別の事情により、定額の車賃をもつてその実費を支弁することができない場合には、実費弁償による。

- 2 職員が上級の者に随行したときは、上級の者の旅費と同額を支給する。
- 3 公用の交通機関を利用した出張者には、その利用に応じ鉄道賃、車賃は支給しない。

（日額旅費）

第9条 日額旅費は、職務の性質上常時出張を必要とする職員の出張のための旅行について、定額をもつて支給し、その支給を受けるものの範囲、金額支給条件及び支給方法は、管理者が定める。

ただし、その額は、第2条に掲げる旅費の額の基準を超えることができない。

(証人等の旅費)

第10条 第2条第2項の規定により支給する旅費は、別表によつて旅費を支給する。

(委任)

第11条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成7年2月13日条例第2号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月27日条例第5号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年2月20日条例第6号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年2月12日条例第5号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年2月26日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年3月3日条例第3号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年2月28日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第4条第6項の規定は、この条例の施行の日以後に出発する出張から適用し、同日前に出発した出張については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年12月25日条例第9号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第4条、第10条関係）

区 分	支 給 額					
	日 当 (1日につき)	鉄道賃	船 賃	航空賃	車 賃 (1キロメートルにつき)	宿泊料 (1夜につき)
県 内	—	普通	2等	—	20円	10,000円
県 外	2,000円	普通	1等	実費	20円	14,000円
国 外	国家公務員の例による。					

備考

鉄道による出張については、片道100キロメートルを超える場合は、急行料金、特別車両料金及び座席指定料金を支給することができる。